

☆三重県次世代育成支援行動計画の基本的な考え方

●次世代育成支援行動計画とは
「次世代育成支援対策推進法」
(平成15年7月成立)に基づ
く次世代育成支援対策の実施に
関する計画
都道府県・市町村・従業員
301人以上の企業等に策定
義務があります

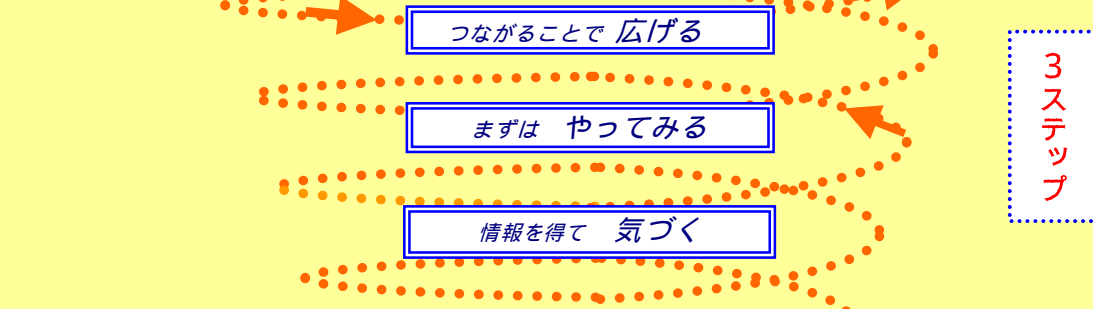
次世代育成支援対策推進法
第三条 (基本理念)
次世代育成支援対策は、
父母その他の保護者が子育
ての第一義的責任を有する
という基本的認識の下に、家
庭その他の場において、子育
ての意義についての理解が深
められ、かつ、子育てに伴う
喜びが実感されるよう配慮
して行われなければならない。

●行動計画の期間は
平成17(2005)年度～
平成21(2009)年度
の5年間

評価と見直し
総合計画「県民しあわせプ
ラン」の次期戦略計画の策
定にあわせ、平成18(2006)
年度に評価を行い、数値目
標等の見直しを行います。

“子どもたちが主役”の視点でみんなで応援
子ども・子育て家庭をささえあう地域社会づくり

キーワードは『ささえあい』(“新しい時代の公”の考え方に沿った次世代育成)



- 7分野
- 地域における子育て支援
 - 母性、乳幼児をはじめとする子どもの健康づくり支援
 - 心身の健やかな成長を願っての教育環境の充実
 - 成長支援のための生活環境の整備
 - 家庭生活と職業生活の両立支援
 - 子どもの安全の確保
 - 保護を必要とする子どもへの支援

社会変化・ニーズの変化

三重県次世代育成支援行動計画の特徴

多様な主体による取組の提案

子どもを育て、子どもの成長を見守ることは、楽しく喜び多いものですが、時として子育てに自信をなくし、迷いや不安にかられることもあります。そうしたときに適切な助言や援助が得られれば心強く、勇気づけられ、自信を回復して再び子どもと向きあうことができるようになります。

しかし、現代社会にあっては、近隣との関係はますます希薄化しており、こうした助言や援助によって支えたり、支えられたりする関係づくりが難しくなっています。子どもたちの健やかな成長や子育て家庭をみんなで応援していく環境をつくっていく努力が、地域社会に求められているといえます。

三重県次世代育成支援行動計画では、身近な地域社会において、きめ細かく、多様に、迅速に支援を提供することができるよう、県民一人ひとりと、NPO や地域の団体、企業、行政などが、それぞれの特性を活かし、自ら考え、自らの意思により参画・協働・連携し、“ささえあいの地域社会づくり”が進められることを期待し、「みんなで進める取組の提案」を掲げています。

例えば、地域における子育て支援の分野では

放課後の子どもたちの遊びや生活の場づくり

先輩世代からの助言や支援

民間の電話相談などによる支援

などを提案しています。

多様な主体の一つとしての行政

県や市町村も、“ささえあいの地域社会づくり”を担う多様な主体の一つであり、県・市町村それぞれの固有の役割とともに、県民と協働して担う役割、県民の活動をつなぐ役割などを担っています。

本行動計画では、特に県がこれらの役割に基づいて行う取組などを「県が進める取組」として掲げました。

例えば、地域における子育て支援の分野では

延長保育・一時保育など多様なニーズに対応する保育サービスの充実

地域子育て支援センターやファミリーサポートセンターの機能強化支援

市町村の児童相談への支援や専門機関による相談機能の充実

などに取り組むこととしています。

様々な形の協働・参画への期待

地域における子どもたちや子育て家庭への支援は、「みんなで進める取組の提案」と「県が進める取組」が、相互に補完・連携しあって展開されることで拡充されていくものと考えており、身近な自治体である市町村にも、多様な主体のひとつとして様々な形での協働・参画が期待されています。

今後、県、市町村、多様な主体の協働が進展するにともない、それぞれの役割も変化していくものと考えられます。よりよい協働のあり方や役割分担について、行動計画を推進する中で、県民のみなさんとともに、さらに議論を深めていくこととします。